



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
5月12日
第409号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告 示
 - クリーニング師の研修およびクリーニング業務従事者に対する講習の指定(生活衛生課) 1
 - 刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課) 2
- 公 告
 - 特定病院の公告(障害福祉課) 3
 - 応急入院指定病院の公告(障害福祉課) 3
 - 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告(障害福祉課) 3
 - 随意契約の相手方決定の公告(びわこボートレース局) 3
- 健康福祉事務所告示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東) 4
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東) 4
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(湖東) 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部) 5
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、東近江) 5

告 示

滋賀県告示第223号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修および同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習をそれぞれ次のとおり指定する。

令和5年5月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 主催者の名称および所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 会場の運営および設営の窓口となる団体の名称および所在地 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22
- 3 研修および講習の実施年月日ならびに実施会場の名称および所在地

第1型

	実施年月日	実施会場の名称および所在地
クリーニング師研修	令和5年10月22日(日)	彦根勤労福祉会館たちばな2階中研修室 彦根市大東町4-28
業務従事者講習	令和5年11月26日(日)	彦根勤労福祉会館たちばな2階中研修室 彦根市大東町4-28

第2型

	実施年月日	
	受付開始年月日	令和5年10月10日(火)

クリーニング師研修	受付締切年月日 レポート提出締切年月日	令和5年10月27日(金) 令和5年11月29日(水)
業務従事者講習	受付開始年月日 受付締切年月日 レポート提出締切年月日	令和5年11月13日(月) 令和5年12月1日(金) 令和6年1月10日(水)

4 予定人員

クリーニング師研修 第1型 30人 第2型 20人
業務従事者講習 第1型 20人 第2型 30人

5 受講料

クリーニング師研修 5,000円
業務従事者講習 4,500円

6 受講についての問合せ先 公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター 大津市打出浜13-22 電話 077-524-2311

滋賀県告示第224号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和5年5月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
刺網漁業 (荒目小糸網)(動力漁船を使用するもの)	161隻(者) 以下(許可または起業の認可を受けている船舶(者)の数:389隻(者))	—	—	規則別表第1に掲げる区域(琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。以下同じ。)	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業 (荒目小糸網)(動力漁船を使用しないもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業 (細目小糸網)(動力漁船を使用するもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業 (細目小糸網)(動力漁船を使用しないもの)		—	—	規則別表第1に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和5年5月12日から令和5年6月11日まで

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第4項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

令和5年5月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
湖南病院	医療法人周行会	野洲市八夫2077番地	令和5.5.13 } 令和8.5.12

応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和5年5月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
湖南病院	医療法人周行会	野洲市八夫2077番地	令和5.5.13 } 令和8.5.12

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和5年5月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
湖南病院	医療法人周行会	野洲市八夫2077番地	令和5.5.13 } 令和8.5.12

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年5月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和5年度中央情報処理システム利用契約 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこポートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日(土)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会 会長 小高幹雄 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 5 随意契約に係る契約金額 自場開催における電話投票の売上金額100円に対し2.55円(別途、消費税および地方消費税相当額を加算する。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年5月12日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
みどりや訪問看護ステーション彦根	彦根市肥田町1013-2	株式会社ミドリヤ 代表取締役 藤井大輔	京都府京都市下京区四條通寺町東入御旅町17	訪問看護	令和5.5.1	2560290237
はるのうみ	彦根市西今町369-1	医療法人恭昭会 理事長 布目雅稔	彦根市西今町421	通所介護	令和5.5.1	2570201679

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年5月12日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
濱川介護サービス	彦根市城町二丁目8-16	有限会社濱川介護サービス 代表取締役 濱川幸嗣	彦根市城町二丁目7-35	訪問介護	2570200085	令和5.5.5

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年5月12日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
邂逅の郷ショートステイ	彦根市日夏町151番地	社会福祉法人大樹会 理事長 片山紀子	彦根市野田山町1098番地	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	2570200697	令和5.4.30

滋賀県南部健康福祉事務所告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年5月12日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーションダブルチーム	草津市東矢倉二丁目35-13	株式会社TempresenT	草津市東矢倉二丁目35-13	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2510600576	令和5.3.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、北浜土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	嶋 口 吉 信	大津市和邇北浜36番地
〃	塩 谷 光 好	同 所127番地の1
〃	石 川 博 章	同 所38番地の1
〃	赤 井 達 夫	同 所62番地
〃	居 場 嘉 幸	同 所113番地
監 事	辻 一 男	同 所50番地
〃	橋 詰 昇 仁	同 市和邇中浜145番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	居 場 伊 幸	大津市和邇北浜107番地
〃	横 井 稔	同 所150番地
〃	畑 中 洋	同 所12番地
〃	西 村 至	同 所57番地
〃	田 中 智	大津市和邇中浜19番地
監 事	西 村 繁 男	同 所124番地
〃	橋 詰 亨	同 市和邇北浜135番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三津屋土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今 井 清 之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	村 田 耕 作	東近江市三津屋町842番地
〃	深 尾 重 一	同 所839番地
〃	深 尾 忠 男	同 所660番地

〃	村田欣治	同	所841番地
〃	村田平	同	所550番地
〃	村田正治	同	所908番地
〃	藤田哲男	同	所724番地
〃	戸田守	同	所670番地
〃	深尾仙次	同	所739番地
〃	村田義夫	同	所1031番地
監事	村上光弘	同	所910番地
〃	久保次雄	同	所333番地1
〃	南井伸夫	同	所844番地2

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	村田欣治	東近江市三津屋町841番地	
〃	村田平	同	所550番地
〃	村田正治	同	所908番地
〃	藤田哲男	同	所724番地
〃	戸田守	同	所670番地
〃	村田義夫	同	所1031番地
〃	村上光弘	同	所910番地
〃	久保次雄	同	所333番地1
監事	藤田清	同	所548番地
〃	谷野清嗣	同	所731番地
〃	村上勉	同	所375番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東近江市市原土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年5月12日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	西岡敏孝	東近江市池之脇町338番地1	
〃	岡崎和夫	同	市上二俣町1063番地
〃	久田良雄	同	市高木町179番地
〃	野田捨三	同	市市原野町2131番地
〃	西村和恭	同	所2304番地
〃	安村三郎	同	所1054番地
〃	山本治	同	市新出町347番地
〃	小柴均	同	市一式町337番地
〃	小柴虎史	同	所326番地
〃	澤井和好	同	市石谷町496番地
監事	久田善忠	同	市高木町1643番地
〃	野田外治郎	同	市市原野町2221番地4

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	西岡敏孝	東近江市池之脇町338番地1	
〃	岡崎和夫	同	市上二俣町1063番地
〃	久田勝重	同	市高木町159番地

〃	野田捨三	同	市市原野町2131番地
〃	西村和恭	同	所2304番地
〃	榭田秀夫	同	所1056番地
〃	山田太吉	同	所1070番地
〃	山本治	同	市新出町347番地
〃	小柴虎史	同	市一式町326番地
〃	杉澤隆義	同	市石谷町492番地
監事	野田外治郎	同	市市原野町2221番地4
〃	久田善忠	同	市高木町1643番地

